

令和7年度デジタルリテラシー・デジタルスキル標準習得講習企画運営業務 仕様書

1 概要

データやデジタル技術を活用して既存事業の成長又は新規事業の展開が急速に進展していく中、各企業において競争力の維持・強化のためにデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進める必要性が高まっている。こうした中、各企業が DX を実現するためには、企業内に DX に必要なデジタル技術に精通し、その活用を推進していく人材が必要である。

和歌山県では、県内企業の DX 実現を支援するため、経済産業省が定めるデジタルスキル標準に定義される、データ活用や各種デジタル技術の基礎的な知識やスキルを習得するための講習を開催する。

2 目的

県内企業の経営層・部門のリーダー・DX 担当従業員が、自社の DX 実現に向け必要なデジタル技術およびデータに関する基礎的な知識やスキルを習得することを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年2月28日（土）まで

4 予算上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託する講習の内容

a. 受講対象者

下記、想定対象業種に属する県内企業に所属するもの、若しくは、求職者を対象とする。

【対象業種】

人手不足分野

（製造業、情報通信業、卸・小売業、宿泊・サービス業、建設業、運輸業、医療・福祉）

b. 本講習が目指す到達レベル

DX に必要なデジタル技術やデータ活用に関する技術に精通した人材を育成すべく、経済産業省が定めるデジタルリテラシーを身に着け、社内で DX を実践するために必要な、デジタルスキル標準に定義される人材レベルの知識・スキルの習得までを目指す。

c. スケジュール（目安）

受講者募集 令和7年6月～7月

講習開催 令和7年7月～令和8年1月

※具体的な開催時期については、和歌山県と協議の上、決定すること。

d. 講習内容

企業におけるDXの実践に必要なデジタル技術に関する体系的な知識及びスキルを習得のため、経済産業省が定めるデジタルリテラシー、デジタルスキル標準に定義される知識及びスキルの学習に合致する講習とする。

6 委託業務内容

a. 講習の企画

経済産業省が定めるデジタルリテラシー・デジタルスキル標準を参照し、これに合致する体系的な知識を習得することができるよう企画すること。また、受講者各々が習得したいスキルを効率よく習得できるよう、カリキュラムの提供を工夫すること。

b. 講習の周知

受講者を募る際に必要となる資材（チラシデータ・説明資料・ロゴ等）の材料を提供すること。周知に際し、必要に応じて和歌山県に協力すること

c. 受講者の募集、取りまとめ

受講者を募集するための応募フォームの作成、応募者への対応。受講希望者多数の場合は、和歌山県との協議の上、各講習の募集人数程度を選考すること。

d. 講習の実施

以下の事項を遵守のうえ、講習を実施すること。

①講座の提供について

オンライン学習サービス等を用い、県内事業者が受講しやすい方法で開講すること。契約期間中において、新たなコンテンツが公開された場合、追加費用なく公開し、受講者が受講できるようにすること。

②複数デバイスでの視聴について

オンライン学習の場合移動中での視聴も鑑み、スマートフォンでは事前に動画をダウンロードし、オフライン環境でも視聴できるようにすること。また、専用アプリをインストールする必要がある場合には、それらを追加費用なく提供すること。

③学習状況等の把握について

オンライン学習の場合は学習管理システムの管理者画面にて、視聴時間上位10名および該当利用者の受講コンテンツを把握できるようにすること。また特定の期間を抽出して上記の項目を閲覧できる機能を持つこと。

④サポートページの設立について

利用者の質問等に直接対応できるサポートページを用意し、オンライン学習ツ

ルの動作・操作に関する質問等に対応すること。

⑤サポート体制の構築について

受講促進のために必要となるサポートを適宜行うこと。

また、システム障害の発生時等には、速やかに報告が可能な体制が確保すること。

e. 受講者の登録及び割当等

また、県から受講者に関する情報を得た際には、受講に必要な登録や割当を行うこと。

f. 講習後の受講者及び受講者所属企業に対するアンケートの実施

アンケートは、講習の満足度、理解度等を測定するものとし、和歌山県と協議の上う
え、成すること。

g. a～fの結果を取りまとめた講習実施報告書の提出すること。

7 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

a. 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

b. 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

c. 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

d. 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

e. 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

f. 再委託費

事業の一部を再委託する場合の経費

g. 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

h. その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

i. 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

なお、社内規定等により、受託する個別事業に係る一般管理費の割合について、直
近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定し
ている場合は、当該割合による一般管理経費の計上を可能とする。

j. 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

8 成果報告品の納品

本業務終了時には、6 委託業務内容 g 講習実施報告書と、業務委託費支出明細を添付し提出すること。その際、具体的な経費の内訳が分かるように積算を作成すること。

(提出先)

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課 経営支援班

E-mail : e0610001@pref.wakayama.lg.jp

9 その他

- a. 業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、和歌山県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- b. 受託事業者は、業務の実施の際に、知り得た個人情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。
- c. 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、和歌山県と十分に協議のうえ、決定すること。